

# 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和4年7月)

## 【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
  2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
  3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
  4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
  5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。
  6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。  
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。
- ※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名 \_\_\_\_\_

記入者氏名 \_\_\_\_\_

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から25までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入  
しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運  
送する一般旅客自動車運送事業である。(道路運送法第3条)

( × )

2. 一般貸切旅客自動車運送事業を経営するためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運  
送事業の許可を受けなければならない。(道路運送法第4条)

( ○ )

3. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日か  
ら1年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。(道路運送法第7条)

( × )

4. 事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。  
(道路運送法第9条の2)

( × )

5. 事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。(道路運送法第10条)

( ○ )

6. 事業者は当該運送に適する設備があるとき、運送の引受けを拒絶してはならない。  
(道路運送法第13条)

( × )

7. 事業者は、いかなる場合でも、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。  
(道路運送法第14条)

( × )

8. 事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合でも、事業計画に定めるところに従い、その業務を  
行わなければならない。(道路運送法第16条)

( × )

9. 事業者は、災害その他緊急を要する場合や国土交通大臣が認める場合等を除き、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。（道路運送法第20条）

( × )

10. 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。（道路運送法第22条）

( ○ )

11. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。（道路運送法第23条の5）

( ○ )

12. 道路運送法には、一般貸切旅客自動車運送事業者が貸切バス車両を運転させることができる運転者に関する要件が規定されている。（道路運送法第25条）

( ○ )

13. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。（道路運送法第30条）

( ○ )

14. 事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。（道路運送法第36条）

( × )

15. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第38条）

( ○ )

16. 事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。（道路運送法第95条）

( × )

17. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対しては、たとえその申し出た者がどのような者であったとしても、遅滞なく、弁明しなければならない。

（運輸規則第3条）

( × )

18. 事業者は、事業用自動車の車内に運賃及び料金を旅客に見やすいように表示しなければならない。  
(運輸規則第4条)

( × )

19. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。(運輸規則第10条)

( ○ )

20. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために旅客の運送を継続すること等適切な処置をしなければならない。(運輸規則第18条)

( ○ )

21. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。  
(運輸規則第21条)

( ○ )

22. 事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき乗務記録を6月間保存しなければならない。  
(運輸規則第25条)

( × )

23. 事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。(運輸規則第28条)

( × )

24. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかななければならない。  
(運輸規則第35条)

( ○ )

25. 道路運送法関係法令には、事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。(運輸規則第47条の7)

( ○ )

II. 次の各文中の( )の部分にあてはまる語句を下から選び、( )内に記号を記入しなさい。

26. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに(イ)を公示しなければならない。(道路運送法第12条)

ア. 就業規則 イ. 運送約款 ウ. 運行管理規程

27. 一般旅客自動車運送事業者は、（イ）の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（道路運送法第15条）

ア. 運行計画 イ. 事業計画 ウ. 運行回数

28. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため（ウ）。（道路運送法第33条）

ア. 利用させてもよい イ. 貸し渡してもよい ウ. 利用させてはならない

29. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（イ）を受けなければならない。（道路運送法第35条）

ア. 免許 イ. 許可 ウ. 認可

30. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（イ）適切な処置をしなければならない。（運輸規則第18条）

ア. 事業者のために イ. 旅客のために ウ. 乗務員のために

31. 旅客自動車運送事業者は、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ウ）を受けさせなければならない。（運輸規則第38条）

ア. 指導教育 イ. 健康診断 ウ. 適性診断

32. 事業者は、事業用自動車を（イ）しなければならない。（運輸規則第44条）

ア. 可能な限り清潔に イ. 常に清潔に保持 ウ. 運行ごとに清掃

33. 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（イ）以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

（運輸規則第68条）

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

Ⅲ. 次の法令の（ ）にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を記入しなさい。

一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（オ）の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める（タ）ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、（イ）を選任しなければならない。（道路運送法第23条）

ア. 所有権	イ. 運行管理者	ウ. 出発地	エ. 保安基準	オ. 運行の安全
カ. 技術の向上	キ. 火災	ク. 利益	ケ. 迅速	コ. 走行距離
サ. 重大な事故	シ. 運営を適正	ス. 目的地	セ. 点検	ソ. 継続
タ. 営業所	チ. 公害の防止	ツ. 適切な時期	テ. 公共の福祉	ト. 保護
ナ. 乗務員の服務				

Ⅳ. 運送引受書において、法定上記載しなければならない事項に○印を、記載しなくてもよい事項には×印を（ ）内に記入しなさい。（運輸規則第7条の2）

- |                  |       |
|------------------|-------|
| ①旅客が乗車する区間       | ( ○ ) |
| ②運賃及び料金の上限及び下限の額 | ( ○ ) |
| ③乗務員の氏名          | ( × ) |
| ④車両の初度登録年月日      | ( × ) |